

龜山市告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年3月3日

亀山市長 櫻井 義之

1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画下水道 流域関連亀山市公共下水道

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

亀山市建設部上下水道局下水道室